

仁多地域学校再編統合推進委員会
令和7年度第4回PTA部会

日時 令和7年10月1日(水)19:00～20:00

場所 役場仁多庁舎4階大会議室

部長あいさつ

〔協議事項〕

1 各地区の意見集約結果について【資料1、2】

〔部会案〕

○組織の立ち上げについて

- ・PTA 上部団体に属さない新たな組織を立ち上げる

(PTA 上部団体とは、町 PTA 連合会、島根県 PTA 連合会、日本 PTA 全国協議会)

→PTA 部会委員、学校代表ともに、学校と保護者でつながる組織は必要であるという意見、県内に PTA などの保護者組織が全くない学校はないことから、新たな組織を作る方向に決定

→一方で、PTA 上部団体への加入については、研修大会等を受け持ったときの負担等を考慮し、加入しない方向に決定

○会則案について

- ・【資料1】の内容で検討

〔各地区保護者への意見聞き取り内容〕

- ・「PTA 上部団体に属さない新たな組織を立ち上げること」についての意見
- ・会則案についての意見

(各地区から意見集約結果を発表後、内容について協議)

【委員発言要旨】

- ・PTA 上部団体に属さないという点で、要望活動ができなくなるのではという趣旨の意見をいただいているが、新組織単独で町教育委員会へ要望提出は可能ですか。
→(教育委員会)もちろん可能です。
- ・上部団体の保険制度が受けられなくなるのではという意見もいただいているが、以前の部会において他の団体保険が活用可能というところで検討を行ったところであり、新組織の中で検討することが可能。
- ・各地区から共同代表を選出することは世帯数の関係等で負担になるのではという趣旨の意見については、各地区との連携の際に必要であるという理由で各地区から共同代表を選出してはどうかということで部会案としたところ。

2 会則案について【資料3、4】

(教育委員会)

【委員発言要旨】

- ・新小学校の役員がいない状態で、誰が役員を決定するか議論する必要があるのでは。
- （教育委員会）横田地域においては、部会案として、統合前年度のうちに新会長を決めておくこととし、統合に際しての各地区保護者説明会において、保護者の了解を得た上で、統合前校の PTA 役員（会長・副会長）で協議を行い、結果として統合前年度に暫定の新会長・副会長を決定され、統合後に正式に決定されました。仁多地域においても必要であれば、同様の形で新役員を検討することは可能です。

（部会での主な決定事項）

「PTA 上部団体に属さない新たな組織を立ち上げること」について

- ・各地区からの意見は賛成意見が多数であったことから、PTA 上部団体に属さない新たな組織を立ち上げることに決定。

会則案について

- ・細かなところで修正の余地はあるが、現時点では、あくまで案の段階であるため、統合初年度に新役員等において検討を行い正式に決定する。

統合初年度の共同代表者選出方法について

- ・令和 7 年度内に暫定の共同代表を決定することとし、11 月下旬から 12 月上旬に開催予定の保護者説明会において、保護者の了解を得た上で、統合前校の PTA 役員（会長・副会長等）で協議を行うことに決定。